

質問その 14 ; データは「速やかに出力できる」必要があるとのこと。画面コピーではダメ？

答え ; 整然かつ明瞭な状態で速やかに出力できるのであれば問題ありません。

電子帳簿保存法のルールでは、データで受け取った取引記録の画面や、紙へのプリントアウトについては「整然とした形式および明瞭な状態で、速やかに出力できる」状態にしておくことが求められています。

そのため、「整然とした形式・明瞭な状態」で速やかに出力できるのであれば、画面印刷（いわゆるハードコピー・スクリーンショット）であっても認められます。

なお、「いつでも画面コピー（スクショ）や紙に出力できる状態にしておく」というルール自体はデータを印刷した紙での保存を認めているという意味ではないので注意してください。

【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」 より、もともとの文章】

問14 税務当局から電磁的記録の書面への出力を求められた場合には、画面印刷(いわゆるハードコピー)による方法も認められますか。

【回答】

規則第2条第2項第2号において、電磁的記録の画面及び書面への出力は「整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができる」と規定されており、この場合の「整然とした形式」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます(取扱通達4-8)。

そのため、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できれば、画面印刷（いわゆるハードコピー）であっても認められます。

なお、この取扱いとは、画面及び書面に出力することができるようにしておくことを意味するものであり、電子取引に係る電磁的記録を出力した書面等を保存することを認めるものではありませんので注意してください。

【解説】

税務調査の際の電磁的記録の画面及び書面への出力に当たっては、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式になっている必要がありますが、その形式については定めがないため、画面印刷（いわゆるハードコピー）であっても要件を満たせば認められます。